

# 地域産業資源の内容の指定に関する考え方

平成24年8月9日作成

この考え方は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、国が策定した「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」（平成24年4月27日）に則り、法第四条第一項の地域産業資源の内容を指定するにあたり、知事が地域産業資源を特定するとともに、地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を設定する方策等を定めるものである。

## 1 地域産業資源

地域産業資源は、個々の中小企業者や個人のみが有する経営資源の枠を超えて、地域の中小企業者に共有され、現にあるいは潜在的に活用可能であって、当該中小企業者の競争力強化の源泉となり得る資源である。

地域産業資源として特定され得るものは多岐に及ぶが、その本質的な価値は、当該地域産業資源の特徴として消費者等に蓄積されている認識等、目に見えない部分にある。農林水産物、鉱工業品、歴史的建造物等の有形のものである場合でも、それらの品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を地域の中小企業者が共通して活用できるからこそ、当該地域産業資源が地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る。

また、地域産業資源の価値は、それを活用した商品や役務を受け取る消費者等に認められることで実現するものであるため、他地域の商品や役務に用いられる同種の地域産業資源と比べて特徴的なものとして認識されていることが重要な要素となる。

## 2 地域産業資源の特定

県は、次の（１）及び（２）の考え方を踏まえ、地域における中小企業者の事業活動を促進し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得るものとしてその活用を促進する意義を有すると考えられる地域産業資源を特定するとともに、当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて設定し、その内容を定める。

### （１） 地域産業資源の属性

特定される地域産業資源は、次の①及び②の属性を有するものとする。

- ① 地域の中小企業者が現にあるいは潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

可能性の程度については、当該地域における中小企業者の技術、設備、人員、地域の業種構成や産業構造等を勘案して判断することとする。その際、当該地域産業資源を活用する可能性がある中小企業者がおおむね十程度以上存在することが目安となる。

- ② 当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからニまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

- イ 国の法令又は県の条例その他これらに準ずるものに基づく指定等により公告されていること。
- ロ 新聞・雑誌（県内に広く流通しているもの）又は関連する専門誌等の媒体で集中的に又は長期にわたり（直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程度が目安となる。ただし、平成二十四年三月三十一日までに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第二十九条の規定による改正前の法第四条及び第五条の規定に基づき県が作成し、又は変更し、主務大臣の認定を受けた基本構想において地域産業資源として特定されたものを指定する場合は、当初特定された日の直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程度が目安となる。）紹介されていること。
- ハ 当該地域産業資源を活用した中小企業者による事業活動が見込まれるものとして、県が県内に広く流通する公的な媒体を用いて、ロと同程度の情報提供を行っていること。
- ニ 県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断される（認知されている割合が全体の半分程度が目安となる。）ものであること。

## （２） 地域産業資源に係る地域

当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域は、地理的連続性、地域内での継続的取引の存在、行政単位等の観点を総合的に勘案して判断することとし、基本的に単数又は複数の市町村を単位として設定されるものとする。

## 3 地域産業資源の内容を定める際の留意事項

県は、地域産業資源の内容を定めるに当たり、次の（１）から（３）までに留意することが求められる。

### **(1) 明確性**

地域産業資源の内容については、中小企業者が明確に認識できるよう、品目及び地域の範囲ができる限り具体的に示されることが必要である。

### **(2) 市町村や関係団体等からの意見聴取**

地域産業資源の内容を定める過程においては、市町村、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の地域の関係団体等の意見を聴取し、それらを十分反映するよう努めることが必要である。

### **(3) 地域産業資源活用事業の成果等を踏まえた機動的な対応**

地域産業資源の内容については、中小企業者による当該地域産業資源の活用実態や、新たな地域産業資源に関する研究開発の成果等に応じて、機動的に見直し、充実を図っていくことが必要である。

## **4 県の施策体系における位置付け**

県において、地域産業資源の活用が中長期的かつ持続的に図られるためには、当該地域産業資源が、県の施策体系の中にも明確に位置付けられることが重要である。これら地域産業資源の活用の促進や持続的活用への配慮が関連付けられている基本計画や施策方針等として、以下のものが挙げられる。

### **(1) 基本計画や施策方針**

#### **①全体計画等**

第二期チャレンジ山梨行動計画、山梨県産業振興ビジョン

#### **②農業・水産業関係分野**

やまなし農業ルネサンス大綱、山梨県果樹農業振興計画、  
やまなしの野菜振興計画、やまなし農産物販売戦略推進方針、  
山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画、山梨県家畜及び鶏の改良増殖計画、  
山梨県農業の試験研究推進構想、やまなし花き振興アクションプラン、  
茶振興構想

#### **③林業関係分野**

やまなし森林・林業再生ビジョン  
山梨県水政策基本方針、森林セラピー推進指針  
山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

④商工業関係分野

山梨県産業振興計画、山梨県企業立地基本計画、地場産業振興基本方針

⑤建設業関係分野

中部横断道沿線地域活性化構想

⑥観光業関係分野

やまなしブランド戦略

(2) 具体的な事業内容

○ 中小企業地域資源活用プログラム推進事業

県が指定する地域産業資源を中小企業者等に周知するとともに、中小企業者等の「地域産業資源活用事業計画」作成を支援する。

○ 中小企業経営革新サポート事業

中小企業者等が抱える新商品開発、販路開拓、経営革新等の諸課題に対し、商工団体が連携、協働して支援を行う体制を構築して、専門家チームの派遣を通じ、きめ細かな支援を行う。

ア) 中小企業サポート連携拠点事業

イ) 専門家チーム派遣事業

ウ) 中小企業市場開拓支援事業費補助金

事業内容 市場調査の実施等

エ) 中小企業支援策情報提供事業

効果的な中小企業支援を実施するため、中小企業支援策を広く情報提供する。

○ 特産農産物生産支援整備事業

地域の特色、歴史等を活かした地域特産農産物の品質向上と生産拡大を図るため、生産基盤の整備等に対して助成する。

○ 企業的農業展開支援対策

経営の多角化を志向する企業に対して、訪問や相談活動を通じて、農産物の生産、加工、販売など経営計画の作成や、受け入れる農村地域とのマッチングなどの支援を行う。

ア) やまなし企業と農山村のふるさと交流促進事業

イ) 企業的農業推進事業

また、やまなしブランドの確立を目指して、次のような事業を展開している。

○ やまなしブランド戦略推進事業

本県のブランドイメージを高めていく方策及び推進体制を構築し、戦略的な情報発信を行う。

○ やまなしブランド確立推進事業

本県の強みである県産品・観光資源等を、ターゲットを絞って都市生活者のニーズに読み替えて、雑誌やテレビ・街頭広告などのメディアミックスにより発信することで、本県そのもののイメージアップを図り、それにより「やまなしブランド」の向上、ひいては県産品・観光資源のブランド化を推進する。

○ やまなしブランド推進事業

やまなしブランドの確立を図るため、中小事業者等が取り組む産地ブランドの形成、産地のイメージアップ、販路開拓事業を支援する。

ア) 富士山ブランド推進事業

ロゴマークの普及啓発や関連商品の開発により、世界文化遺産登録に向けた活動などを通じて、地場産業のPR、販路拡大を図る。

イ) ブランドチャレンジ支援事業費補助金

事業内容 海外における産地ブランドの形成、販路開拓等

ウ) ジュエリーやまなしブランド推進事業費補助金

事業内容 産地の認知度向上とブランド化

エ) 甲州ワイン海外プロモーション支援事業費補助金

事業内容 海外における産地ブランドの形成、販路開拓等

オ) やまなし繊維ブランド化推進事業費補助金

事業内容 海外における産地ブランドの形成、販路開拓等

○ ワイン産地確立推進事業

世界に発信するワイン産地の確立を図るため、県産ワインの高品質化、ブランド化、消費拡大に向けた取り組みを支援するとともに、醸造用ブドウの高品質化に取り組む。

ア) ワイン醸造技術支援事業費補助金

事業内容 醸造技術の指導、共同研究会の開催

イ) やまなしヌーボー推進事業費補助金

事業内容 ヌーボーフェスティバルの開催等

ウ) 優良系統選抜事業

エ) 栽培技術確立事業

オ) 栽培エキスパート育成事業

○ 醸造用ぶどう産地育成事業

醸造用ぶどう需給安定を図るため、醸造用ぶどう安定取引推進会議の設置により、栽培農家とワイナリーとのマッチングを推進するとともに、新たに醸造用ぶどうの契約栽培を始める農家に対し支援する。

醸造用ぶどう産地育成事業費補助金

○ 伝統産業振興対策事業

経済産業大臣の指定を受けた伝統工芸品（甲州水晶貴石細工、甲州印伝、甲州手彫印章）及び県が認定した郷土伝統工芸品（全12品目）産業の保護育成、振興を図るため、展示会の開催、産地組合等による販路拡大等の取り組みに対する支援を行う。

ア) 伝統的工芸品展示会開催事業

事業内容 伝統工芸品の展示、製作実演、製作指導等

イ) 伝統的工芸品産地振興対策費補助金

事業内容 後継者育成、需要開拓事業等

ウ) 山梨県郷土伝統工芸品振興対策費補助金

事業内容 後継者育成、販路拡大事業等

エ) 郷土伝統工芸品共同展示会開催事業

事業内容 郷土伝統工芸品の展示等

○ 地場産業市場獲得支援事業

地場産業の国内外での市場獲得を支援するため、販売力を含めたデザイン力の強化に向けた取り組みを企業に応じて支援する。

海外プロモーション活動支援事業費補助金

事業内容 海外プロモーション活動に必要な経費

○ やまなし農産物ブランド化推進事業

富士の国やまなしの逸品農産物認証制度等により県産農産物のレベルアップを図るとともに、その魅力を全国にPRし、消費拡大を図り、ブランド化を推進する。

ア) 富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金

イ) 農産物流通販売強化対策事業費補助金

○ やまなしの花総合振興対策事業

地域の特性を活かした新しい産地の育成、既存産地の強化等、花きの生産振興を図る。

やまなしの花新商品開発支援事業費補助金

さらに、ものづくりと観光の連携強化や、県産品の国内外への市場開拓や情報発信のため、次のような事業を展開している。

○ やまなし都市農村交流推進事業

農山村地域における多様な資源を活用し、交流人口の増加等による地域の活性化を図るため、都市と農村の交流活動を促進する。

やまなし都市農村交流推進事業費補助金

○ やまなし観光カレッジ事業

県内の大学・短大に在籍する学生を対象に、山梨の魅力や観光振興等について学ぶ講座等を実施し、在学中、また卒業後県外へ転居してからも山梨ファンとして積極的に県内外の方へ山梨の魅力を伝えてもらうとともに、学生の視点から観光振興等に対する提案を受ける。修了者には「やまなし観光カレッジ」修了証を交付する。

○ やまなし観光地域経営支援事業

県内主要観光地の活性化を図るため、地域の観光事業者や住民等が経営的観点から行う観光地の魅力向上、誘客促進などの取り組みに対し支援する。

やまなし観光地域経営支援事業費補助金

○ ツアー造成促進事業

旅行会社、マスコミ等に対し、新たな観光メニューを提案する説明会を開催する。

○ やまなしライフ推進事業

都市住民と農山村の持続的な交流を進め、二地域居住等を促進するため、官民協働で設立した、やまなし二地域居住推進協議会の活動を支援し、ホームページやガイドブックにより、山梨での暮らしや住宅に関する情報を提供するとともに、首都圏等で相談会を開催する。

○ やまなし魅力発信事業

観光客の一層の誘致とやまなしブランドの浸透を図るため、都内情報発信拠点「富士の国やまなし館」において観光PR及び県産品の販売等を行う。

○ 県産品販路開拓推進事業

県産品の首都圏における販路開拓・拡大を進め、県産品の販売促進とブランド化を図るため、「スーパーマーケットトレードショー」に山梨県ブースを出展する。

- 農畜産物ブランド強化総合戦略実践事業  
県産農畜産物のブランド力、販売力の強化を図るため「山梨県農産物販売戦略委員会」を設置し、県独自の農産物認証制度「富士の国やまなしの逸品農産認証制度」の創設による農産物のブランド力の強化、輸出倍増、販路拡大に向けた新たな販売戦略を構築、推進する。
- 富士の国やまなし観光ネット情報発信事業  
「富士の国やまなし観光ネット」を活用し、インターネットによる観光・物産情報発信機能を強化することで、周遊観光の促進と観光客の増加を図る。
- 国際観光トップセールス事業  
本県を訪れる外国人旅行者の増加を図るため、東アジア地域などにおいて、知事がトップセールスによる誘客宣伝活動を行う。
- 中国観光セールス強化事業  
中国からの誘客を図るため、北京市に加え上海市において、観光セールス、各種情報収集・分析等を行う専門スタッフを委嘱する。
- 社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業  
インバウンド（海外から日本を訪れる）観光における新たな商品開発や外国人観光客に対するサービスを担う人材の育成を目的として、社会人を対象とした教育プログラムを実施する。
- やすらぎ空間整備事業  
農山村にある地域資源（自然、民家、棚田等）を都市住民のやすらぎ空間として整備し、都市住民との交流により地域の活性化を図る。  
やすらぎ空間整備事業費補助金
- やまなし農業ルネサンス総合支援事業  
担い手が育つ高収益な農業の実現と魅力ある活力に満ちた農村の創造に向けて、施設整備等に対して助成する。
- 山梨の新農産加工品開発推進事業  
美味しい甲斐開発プロジェクトを立ち上げ、県産農畜産物を用いた新たな農産加工品開発の取り組みを支援する。  
ア)「やまなしの逸品」開発



プロジェクトチームの設置による本県を代表する農産加工品の開発

イ) 私たちの一品開発支援事業費補助金

事業内容 各地域を代表する農産加工品の開発

ウ) 農と食のコラボレーション講座の開催

○ もも等輸出検疫対策支援事業

県産果実の輸出を促進するため、台湾の検疫制度に対応する生産選果体制の整備に対し支援する。

ア) 輸出向け生産選果体制確立事業費補助金

イ) 農産物輸出促進緊急支援事業

○ 県産果実海外販路拡大支援事業

重点輸出国である香港、台湾、シンガポールにおける期間限定のフルーツショップの設置やフルーツフェアの開催、香港におけるトップセールス活動の実施等により販路拡大を図る。

ア) 果樹王国やまなし輸出戦略事業費補助金

イ) 県産果実海外トップセールス事業費

○ やまなし新ブランド食肉普及拡大推進事業

甲州牛、フジザクラポークなどの県産食肉ブランドの確立、販路拡大、地産地消意識の向上に資する事業を実施し、県内産食肉の県内外における販売量の増加等を促進する。

○ 商業振興事業

商店街活力再生支援事業費補助金

地域資源を活用した商店街づくりなど、商店街の活力を再生する事業に対し助成する。

事業内容 魅力ある商店街づくり、地域資源を活用した商店街づくり等

### (3) 関連する支援策

本県においては、中小企業による地域産業資源を活用した事業を促進し、地域経済の活性化を図るため、以下の中小企業支援施策を実施している。

#### ①金融面での支援

地場中小企業の育成や観光施設の整備などを対象とした制度融資の活用により、中小企業の資金調達の円滑化に努める。

創業促進と新事業創出を図るため、「山梨みらいファンド」を活用し、新たな事業の創出に対して必要な資金等を支援する。

#### ②総合的な中小企業支援

(公財)やまなし産業支援機構において、経営に関する相談、助言、情報の提供、取引のあっせん等をはじめ、中小企業支援に関連する事業を横断的に実施する。また、県内13カ所の連携拠点や公設試験研究機関との密接な連携のもと、中小企業者に対してワンストップサービスの提供に努める。

#### ③経営革新の促進

県内中小企業者の経営革新計画への取り組みを支援するため、申請から承認、計画実行段階において多様な支援策を設け、経営革新や技術革新の実現を図る。

#### ④産学官連携の推進

新事業、新産業の創出を図るためには、産学官連携による取り組みが極めて重要であることから、産学官の垣根を越えた産業コミュニティの母体となるネットワーク組織を設置、運営するとともに、産学官連携による共同研究や研究成果の技術移転を進める。

#### ⑤技術支援

新製品の研究開発や新事業展開における技術開発などの取り組む企業への助成や支援の充実を図る。また、産業界に研究成果を迅速に還元していくため、県立試験研究機関における研究開発分野の重点化を進める。

#### ⑥中小企業のIT利活用の推進（情報化支援）

(公財)やまなし産業支援機構が中心となり、電子商取引の活用促進など中小企業のIT化を支援する。また、商工指導団体と連携してITの利活用による経営革新を支援する。

#### ⑦人材育成

技術革新の進展に対応できる高度な技術・技能及び専門知識を併せ持った技術者を育成するため、産業技術短期大学の充実を図るとともに、時代の変化に対応して総合力を持った人材を育成するため、宝石美術専門学校の充実を図るなど、地場中小企業を支える優秀な人材の育成・確保を進める。

#### ⑧地場産業の総合支援

地場産業の市場の創造と拡大を図るため、やまなしブランドの確立を進めるとともに、観光などとの連携強化や全国、海外に向けた県産品の市場開拓を支援する。また、地場産業の育成と地場中小企業の自立化の促進を図るため、経営基盤の強化や自主的な取り組みに対し支援する。さらに、商品開発力向上のため、デザイン開発力の強化等の支援を行う。